

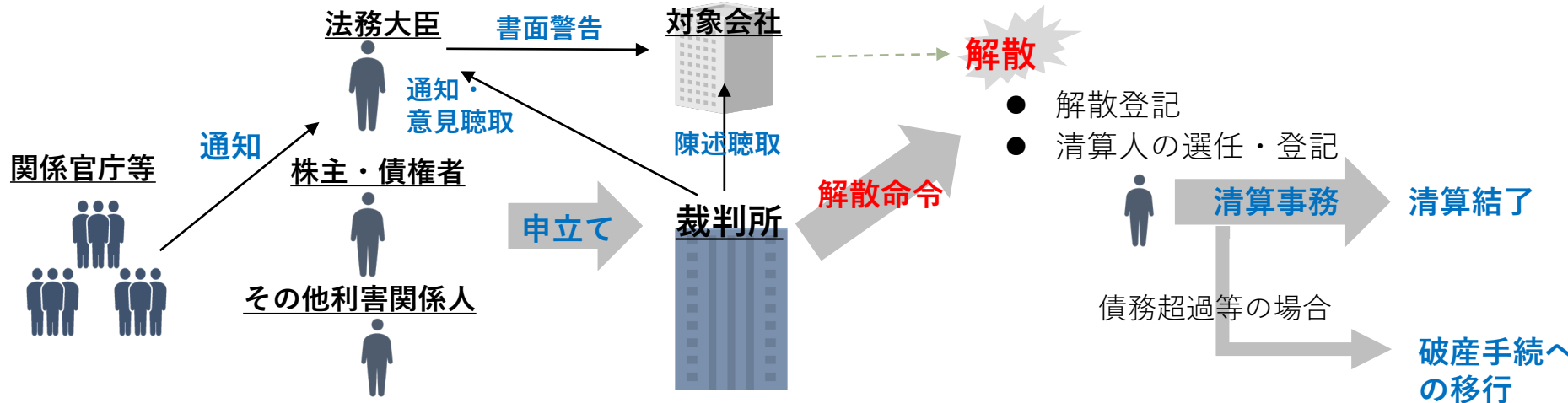
会社法第824条第1項

裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

- 一 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
- 二 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

会社法第826条

裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第824条第1項の申立て又は同項第3号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。





会社法上の解散命令について

■解散命令制度

- 会社制度が濫用され、会社の存在・行動が公益を害し、法によって法人格が付与された実質的な根拠を有しない場合に、強制的に法人格を剥奪するもの

⇒会社の設立に関して法が準則主義を採用することに伴う不当な結果を調節し、その弊害の是正を図ることが目的

■解散命令の要件

第824条第1項第1号～第3号のいずれか



公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるとき

- 法人格を剥奪する以外の方法（注）によって公益を確保し得るような場合には、一般的に、この要件を満たさないとされている。

（注）取締役の解任、損害賠償、刑罰、営業停止、免許取消し等

■第826条の趣旨

- 法務大臣は解散命令の申立て又は警告をすべき事由があることを必ずしも知る立場にないため（注1）、官庁等がこれらの情報を知ったときは法務大臣への通知をしなければならないものとした（注2）。

（注1）法務大臣には調査権限はないと解されている（大阪地判平成5年10月6日参照）。

（注2）法務大臣に通知する者は、事実認定に足りる証拠を添えて通知すべきであると解されている。



会社法上の解散命令について

■解散命令制度の運用状況（平成27年～令和3年）

● 解散命令の申立ての状況（注）

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
2	0	1	2	1	3	0

（注）法務大臣が裁判所から通知等を受けたものに限る。

➤ うち、解散命令決定1件、却下決定1件

● 第826条に基づく他の官庁等から法務大臣に対する通知

➤ 少なくとも平成27年以降はなし